



Opening the black box

IFRS第4号フェーズ2の解説



KPMG International



[kpmg.com](https://www.kpmg.com)

はじめに

保険者のための新しい会計基準の公表により、多くの保険会社は、財務実績と財務業務モデルの両面において、著しい変革に直面するでしょう。この変革の核心に当たるのが、表示及び開示に関する事項です。本冊子の目的は変革に何が必要で、どうすれば、その変革を実務に効果的に適用できるかを保険者が理解するのに役立つ情報を提供することです。

国際会計基準審議会（IASB）によるIFRS第4号「保険契約」の差替プロジェクトは、開発の最終段階を迎えています。新しい保険契約に関する基準書であるIFRS第4号フェーズ2の公表日はまだ分かっていませんが、その規定の大部分については、IASBによって暫定合意に至っています。その中には、詳細で複雑な表示及び開示に関する規定が含まれます。

これらの新しい規定によって、主要な財務諸表の形式が改められ、保険者の財務諸表の開示が変わります。収集し保存するデータも大幅に変更する必要があります。結果として、これは多くの保険会社にとって難しい課題となる可能性があります。本冊子では、保険業界にとって難しいこの課題を解説することで、できるだけ効率的な実務への適用計画の策定の実現を目的としています。また、新しいITシステムについても、新しい規定を勘案することによって、将来多額の投資をせずに、より確信をもって策定できるようになります。

KPMGは、保険者が将来直面するであろう課題をより具体的に理解するための設例を通じて、これらの規定を分かりやすく解説します。KPMGは、保険者が確信をもって将来の投資を策定できるよう、この変革の規模について理解を深めることを期待しています。

この理解には、変化する経営課題に対応して、システム及びプロセスを見直し、改善するかどうか、財務及び保険数理部門の有効性を強化するかどうかの検討も含まれます。

保険会社の財務諸表利用者は、保険者の新しい報告の枠組みについて理解し、提示される新しい表示方法及び開示について学習する機会を得ることができます。

KPMGは、この学習が新しい規定の複雑性についての理解を深めるのに非常に役立ち、将来の財務報告に必要なデータに不足があるかを認識する契機となると考えています。また、KPMGは、表示及び開示規定と必要となる詳細なデータとを関連付けるツールを開発しました。このツールは、皆様と共有し協議することによって、皆様がこの変革の影響を評価するうえで役立つことでしょう。

KPMGは、皆様がこの新しい保険契約に関する基準書の広範囲に及ぶ影響について理解するうえで本冊子が役に立ち、かつその影響について皆様と協議できることを期待しています。このような協議を深めるうえで、KPMGは、KPMG専門家または最寄りのKPMG事務所を紹介しています。KPMGは、皆様とともにIFRS第4号フェーズ2に関する理解を深めるために、皆様からのご意見を歓迎します。



Danny Clark
Partner
Global Insurance Accounting Change Lead
KPMG in the UK
T: +44 20 7311 5684
E: danny.clark@kpmg.co.uk



Erik Bleekrode
Partner
Insurance Accounting Change
KPMG in Hong Kong
T: +852 282 67218
E: erik.bleekrode@kpmg.com

目次

エグゼクティブ・サマリー	2
表示及び開示例	5
– 純損益及びその他の包括利益計算書	6
– 保険契約資産及び負債の変動： ビルディング・ブロックの構成要素別の分析	10
– 保険契約資産及び負債の変動： 残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の分析	14
– 保険契約収益を算定する際に用いたインプット	18
– 保険投資費用の分析	20
付録	24–33
お問い合わせ	34

エグゼクティブ・サマリー

ASBによるIFRS第4号フェーズ2の最終化が進むにつれて、保険者はこの新しい保険契約に関する基準書が財務諸表にどのような影響を及ぼし、市場関係者が新しく表示される情報に対してどのような反応を示すかについて、理解したいと強く望むことでしょう。一部の開示（特に、保険契約から生じるリスクの性質及び程度に関する開示）については、現行の基準書であるIFRS第4号から引き継がれる予定ではありますが、新規の表示及び開示も複数導入される予定です。

このような表示及び開示について設例を設けることによって、新しい報告基準の複雑で込み入った内容を解説しています。開示を追加し、新しい（複数の）測定モデルを使用して異なる形式で表示される数値を作成し理解することは、保険業界及びその業績の評価に大きな影響を及ぼすこととなります。KPMGはまた、2013年版公開草案（EDまたは2013年版ED）に含まれる開示規定の表現は、場合によっては解釈の余地があり、実務上は当初の印象よりも複雑であるような状況を観察しています。

将来の業績管理に影響を及ぼす新しい業績指標

IFRS第4号フェーズ2で導入される測定、表示及び開示の変更によって、業績指標もほぼ必然的に変わることとなります。このような表示及び開示の設例を設ける際に、KPMGは、保険会社の財務諸表利用者が新たに利用可能となるであろう新しい複数の情報源を特定しました。

- 変動分析では、保険契約資産及び負債の変動要因、並びに報告期間にわたるリスク調整（RA）及び契約上のサービス・マージン（CSM）の推移に関する新しい有用な情報が提供されます。
- 契約の当初認識時に認識するCSM（損失控除後）では、新契約が付加する価値に関する指標が提供されます。この指標はいずれ、エンベディッド・バリューまたは規制に基づく指標を用いて計算する現行の業績指標に代わる指標となる可能性があります。
- 保険契約資産及び負債の測定に含まれるRA及びCSM、並びにCSMの残額が純損益に認識されることが見込まれる時期の説明では、既存の契約から生じる将来の利益の認識額及び認識の時期に関する有用な情報が提供されます。

ビルディング・ブロック・アプローチ（BBA）を適用して測定する契約については、保険契約収益が主要な業績指標となる可能性は低くなるでしょう。大部分の生命保険者にとって、計上保険料は業績指標として広く利用されておらず、保険契約収益はそれに代わるものとなります。保険料配分アプローチ（PAA）を適用して測定する短期契約については、保険契約収益は既経過保険料と類似することになり、おそらく既経過保険料に代わって、保険契約収益が主要な業績指標となるでしょう。計上保険料は今後、純損益及びその他の包括利益計算書（SOCI）上表示されることはなくなり、やがて主要な業績指標として報告される機会も少なくなる可能性があります。

財務部門と保険数理部門の新しい役割

SOCIに表示される情報の大部分及び保険契約収益等の新規の開示は、細分化したレベルで、期待キャッシュフローと実績とを比較し、期待将来キャッシュフローの変動の影響を分析することによって作成することになります。現行では、多くの保険者が保険契約から生じる利益を検証し説明する手段として類似の分析を作成しているものの、これらの分析の結果は通常、公表IFRS財務諸表には含まれません。保険数理人と経理担当者は、密接に協力して必要な情報を作成しなければなりません。それらの情報は、投資家とアナリストが関心を寄せる可能性が高いでしょう。

成功の秘訣の1つとなる効果的なデータ管理

将来キャッシュフローの計算及び変動分析の実施に必要なデータの大部分は、既存のシステムに保存されている可能性が高いものの、現行の財務報告では利用されていない可能性があります。

しかし、移行時のCSM及びその他の包括利益（OCI）に認識する利息を遡及的に計算するのに必要なデータを入手するのは、より一層困難であることが分かります。

“ 戦略上重要なのは、表示される
予定の新しい情報に対して市場
関係者がどのような反応を示す
かを考慮することです。 ”

— Mary Trussell
Global Insurance
Innovation
Lead Partner

信頼性があり統制下にある方法、かつ適切な細分化レベルでデータを手入手できるようにすることは、質の高い報告のために必要なことです。新しい保険契約に関する基準書を適用することによって、CSMやRA等の一連の新しいデータ項目を保存することが必要になります。これには通常、システム及びプロセスの大幅な変更、そして投資が必要になります。

保険者は、新しい報告基準を満たすシステム及びプロセスのデザイン並びに開発を行う前に、公表財務諸表に表示し、開示する財務情報を完全に理解し、決定することが重要になります。

現行の報告よりも 詳細となる見通しの 集約（分解）のレベル

財務諸表利用者が保険契約から生じる将来キャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性を理解するのに必要な細分化のレベルは、開示及び表示を行ううえで重要な判断事項になります。



保険者は、有用な情報が重要でない多額の項目に含められたり、異なる性質の項目に集約されたりすることによって不明確にならないよう、情報の集約または分解を行わなければなりません。

保険者はIFRS第4号で要求している開示を行う際にも同様の判断を行わなければなりません。現行の多くの開示（例えば、保険契約負債の変動の調整表）は通常、ほとんど分解せずに報告企業レベルのみで行います。IASBは、最小の分解レベル（例えば、報告セグメント別）を定めることはしませんでした。しかし、適切であろう分解の原則に関する設例を公開草案の本文に含めることによって、IFRS第4号フェーズ2に基づき作成する開示には、保険者がIFRS第4号に基づき作成している現行の表示よりも、分解した情報を含めるべきであるというIASBの期待が表れているように思われます。

複数の分野でみられる ソルベンシーIIとの 根本的な相違点

IFRS第4号フェーズ2が保険者の財務及び保険数理プロセスに及ぼす影響は、現行の報告基準、事業の複雑性及び成熟度、最近大規模な金融改革が行われたか否か、複雑なレガシーシステムをどの程度有しているか等の複数の要因によって異なってきます。

欧州では、保険者はソルベンシーIIに準拠した新しいシステムに多額の投資を行っており、IFRS第4号フェーズ2の規定を満たすために新たにシステム及びプロセスを開発する必要はほとんどないと期待している保険者は多いかもしれません。

しかし、IFRS第4号フェーズ2とソルベンシーIIの間には、複数の根本的な相違点があります。例えば、次のような相違点があります。

- CSMの計算及び保持のための規定（PAAを適用している場合を除く）
- RAのより細分化したレベルでの配分が必要な点
- 保険契約収益の指標の計算が複雑な点
- 履行キャッシュフローについて、純損益に表示するもの、OCIに表示するもの、またはCSMと相殺するものに分類して変動を分析することが必要な点

ソルベンシーIIを適用する必要のなかった企業、または現在ビルディング・ブロック・アプローチを適用して保険契約を測定していない企業にとって、IFRS第4号フェーズ2は概して、より一層の適用上の困難をもたらす規定となるでしょう。

現在の保険者の課題

IASBは、IFRS第4号フェーズ2の公表後、約3年間の適用準備期間を設けることで暫定的に合意しました。多くの保険者、特にBBAを適用する予定の保険者は、この全期間を利用して新しい規定の複雑な問題に取り組むことが必要になります。

KPMGは、今行うべきことと、新しい保険契約に関する基準書の公表後まで保留にすべきことの検討が重要であると考えています。この検討は、現行の会計制度、新しい規制上の枠組み（または自己資本モデル）のうち利用する可能性のあるものをどの程度適用しているか、財務部門の熟練度、及び自社の財務、保険数理及びITの課題に対する戦略の影響を受けることとなります。KPMGは、これらの要因がどのように関連するのか、新しい基準書が公表されるまでどの程度の時間を費やせるかを明確に理解することによって、今後3年から5年間を対象とした新しい基準書の適用計画を策定することが賢明であると考えています。

“たとえ現行のソルベンシー・システム（欧州におけるソルベンシーII等）の適用に成功していても、新しい基準書に対応するための行動がさらに必要になります。”

— Danny Clark
Global Insurance
Accounting Change Lead
KPMG in the UK

表示及び開示例

作成の基準

本冊子では、有配当性がなく、BBAを適用して測定する即時（一時払）年金保険及び定期保険契約を発行している保険会社のSOCl及び開示の設例を提供しています。この保険会社は、保険リスクの一部を再保険者に出再しており、割引率その他の市場変数の変動の影響をOCIに表示することを選択しています。このSOCl及び開示の設例には、参照記号を付しています。複数の表示及び開示にみられる参照記号は、異なる表示及び開示で提供されている情報とどのような関連があるかをできるだけ明確に示すために、共通のアルファベットを用いて記載しています。本冊子では2種類の商品別に分解した開示を提供していませんが、実務上は開示を分解する方が適切な場合もあります。

本冊子で例示している新しい開示

- － 保険契約資産及び負債の変動：ビルディング・ブロックの構成要素別の分析（公開草案第76項で要求している開示）（新契約の分析を含む（第81(b)項で要求している開示））
- － 保険契約資産及び負債の変動：残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の分析（公開草案第74項で要求している開示）

- － 保険契約収益を算定する際に用いたインプット（公開草案第81(a)項で要求している開示）
- － 保険投資費用の分析（公開草案第82項及び2014年3月18日と2015年10月21日のIASBの再審議で要求している開示）

これらの開示は、発行した保険契約及び出再した再保険契約について必要になります。個別の変動分析は、発行した保険契約及び発行した再保険契約にも必要になります。過年度に関する比較数値は、表示されているすべての金額について必要になります。本冊子では、簡潔さを維持するために、過年度に関する開示も比較情報も表示しないことにしました。

SOCl及び開示の設例には、主要な項目の説明とともに、KPMGの分析によって得られた見解を付記しています。必要ではあるものの本冊子で例示していないその他の開示については、24ページの付録Aに記載しています。

本冊子の発行時点における表示及び開示規定の解釈は、2013年版EDに2015年11月を含む同月までのIASBのその後の再審議事項を補足した内容を根拠としています。

新しい規定は複雑であり、必要な情報を保険者の公表財務諸表に表示するための方法は様々です。SOCl及び開示の設例の表示上、IFRS第4号フェーズ2またはその他の現行の基準書のいずれかによって、重要性がない場合を除き、別個の表示が必要となる項目は、（緑で）網掛けしています。それ以外の項目は、集約することができますが、重要性がある場合には別個に表示することになります。

2015年10月21日の会議において、IASBは表示及び開示規定に関する再審議をほぼ完了させてはいるものの、ドラフト作成段階及び新しい基準書が公表されるまでの間に、これらの規定はさらに改訂される可能性もあります。

PAAを適用して測定する契約及び有配当契約

本冊子では、BBAを適用して測定する無配当契約を発行する保険会社のための表示及び開示例を提供することにしましたが、これと同様の表示及び開示は、一部の例外を除き、すべての保険契約にも適用されることを認識しておくことが重要です。

一部の例外とは、PAAを適用して測定する契約及び有配当契約を指しており、この場合には別の規定が適用されることとなります。

純損益及び その他の包括利益計算書

引き継がれる事項

IFRS第4号フェーズ2においてもSOCIの体裁に基本的な変更はありませんが、表示される数値は非常に異なってきます。保険者には引き続き、SOCIに表示すべき最低限の情報について定めたIAS第1号「財務諸表の表示」の第81(a)項から第87項の規定が適用されます。

出再している再保険契約に係る金額は、引き続き元受保険契約に係る金額とは別個に表示されます。

変更される事項

計上保険料及び既経過保険料に代わって、新たに保険契約収益という指標が導入されます。大部分の保険者にとって、保険契約資産及び負債に関連する保険投資費用の独立掲記も新しい事項となるでしょう。

保険者が割引率その他の市場変数の変動の影響をOCIに表示することを選択している場合には、これによって現行の表示が変わることになるでしょう。

表示規定

公開草案の第56項から第59項の表示規定は、以下のとおりです。

- 企業は、発行している保険契約に関連する収益を純損益及びその他の包括利益計算書に表示しなければならない。保険契約収益は、保険契約から生じた約束されたサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写しなければならない。
- 企業は、発行している保険契約に関連する発生保険金及び他の費用を、純損益及びその他の包括利益計算書に表示しなければならない。

- 純損益及びその他の包括利益計算書に表示する保険契約収益及び発生保険金からは、投資要素を除外しなければならない。

- 企業は、保有している再保険契約（投資要素を除く）の購入費用を、企業がカバー期間にわたり再保険カバー及び他のサービスを受けるにつれて、純損益に表示しなければならない。

2014年4月25日の会議において、IASBは、包括利益計算書において、一般に理解されている収益の概念と合致しない保険料の情報の表示を禁止することを暫定的に決定した。

表 1

純損益及びその他の包括利益計算書

単位：百万ユーロ	参照	12月31日に終了した会計年度		
		20XY年	20XY年	20XY年
		保険契約	出再保険契約	合計
保険契約収益／再保険費用	A	14,210	(717)	13,493
発生保険金／発生保険金に対する再保険者の持分	B	(11,105)	569	(10,536)
発生履行費用	C	(793)	–	(793)
発生その他費用		(303)		(303)
新契約費の償却費	D	(1,324)		(1,324)
契約上のサービス・マージンを調整しない見積りの変更	E	(53)	(3)	(56)
見積りの変更時に認識した損失に係る予想発生保険金及び費用の調整	F	114	4	118
保険契約／出再保険契約の当初認識時の損失	G	(7)	–	(7)
当初認識時に認識した損失に係る予想発生保険金及び費用の調整	H	76	–	76
契約の条件変更及び認識の中止による利得（純額）	I	405	(20)	385
保険引受業績		1,220	(167)	1,053
投資リターン				4,759
保険投資費用	J	(4,540)	182	(4,358)
金融費用				(50)
税引前利益				1,404
法人所得税費用				(393)
利益				1,011

その他の包括利益

純損益に振り替えられる（または振り替えられる可能性のある）項目

FVOCI金融資産				
公正価値の変動（純額）				(5,347)
純損益に振り替えられた金額（純額）				12
保険投資費用				
OCIに認識している利息の変動（純額）	K	5,295	(220)	5,075
純損益に振り替えられた金額（純額）	L	(15)	5	(10)
関連する税金				76
税引後その他の包括利益				(194)
包括利益合計				817

表1から5の参照記号は、表示及び開示におけるデータ間の関連及び流れを読者の方々が理解できるように付したものです。例えば、保険契約収益の項目にある参照記号Aは本冊子18ページ表4の収益分析の参照記号に関連付けられており、表2の参照記号Xは表3のX1、X2及びX3の合計を表しています。

KPMGの見解

保険契約収益

保険契約収益はすべての種類の契約に対して同じアプローチを適用して測定することになるため、BBAを適用して測定する契約もPAAを適用して測定する契約も有する保険者は、保険契約収益を単一の科目で表示することができます。現行の表示において長期契約の保険料収益と短期契約の保険料収益が別個に表示されているのは、両者は通常異なる会計方針を適用して測定されるためです。保険契約収益はすべての保険契約に対して同じ一般的なアプローチを適用して測定することになりますが、PAAを適用して測定する契約と有配当契約については、その測定にいくつかの相違点があります。

– 無配当契約

BBAを適用して測定する無配当契約の保険契約収益は、当期の純損益に認識したCSM、当期のRAの変動、当期に償却した直課可能な新契約費、及び当期に発生する見込みの保険金及び履行費用の最新の見積りの金額（過去に費用として純損益に認識した金額は除く）から構成されます。

これらの金額は、伝統的な会計帳簿（総勘定元帳等）からではなく、保険契約資産及び負債の変動分析から算出されます。契約のカバー期間にわたって保険契約収益として認識した金額が通常受け取った保険料よりも多額になるのは、保険料は通常関連するサービスを提供する前に受け取るものであり、保険契約収益には予想される将来の正味の履行キャッシュフロー（保険金、履行費用、保険料及び新契約費から構成される）とCSMに係る当初認識時からの経過利息が含まれるためです。

– PAAを適用して測定する契約

PAAは、残存カバーに係る負債の測定を単純化するために用いるアプローチであり、その単純化した測定がBBAを適用した場合の測定の合理的な近似値となる場合、または当初認識時のカバー期間が1年以内である場合に適用することができます。PAAを適用して残存カバーに係る負債を測定する場合、カバー期間にわたる保険契約収益として表示される金額は通常、BBAを適用して契約を測定する場合よりも少額になります。PAAを適用して測定する契約の場合、カバーの各部分を提供する日と提供するカバーの部分に関連する保険料の支払期日との間の期間が1年以内である限り、保険契約収益として認識する金額には経過利息は含まれません。

– 有配当契約

有配当契約の保険契約収益を算定する際には、投資要素は、予想保険金の最新の見積りから控除され、保険契約収益に含まれることはありません。IASBは、直接連動の有配当契約の保険契約収益の算定方法を修正する必要があるかどうかについて、まだ審議していません（19ページを参照）。

費用

保険会社は、発生した費用を遡及的に分析して以下の3種類の区分に分類する必要があります。

- 新契約費
- 保険契約の履行に直接関連するその他の費用
- 上記2つの区分のいずれにも含めることのできない費用

IFRS第4号フェーズ2で要求している費用配分の基準は、保険者の現行の費用配分手法とは異なる可能性があります。

新契約費は、発生した期間の純損益に含めませんが、カバー期間にわたって償却処理します。いずれの期間においてもその費用として表示される金額は、その期間の保険契約収益に含まれている金額と同額になります。

その他の項目の説明

見積りの変更時及び当初認識時に認識した損失に係る予想発生保険金及び費用の調整

予想される履行キャッシュ・アウトフロー（RAを含む）が予想される履行キャッシュ・インフローを上回る場合には、その差額をただちに費用として純損益に認識します。この処理は、CSMが残りの予想される履行キャッシュフローの見積りの変更を完全に相殺するほど十分に計上されていない場合に、契約の当初認識時または当初認識後に発生する可能性があります。予想される履行キャッシュ・アウトフローのうち、過去に費用として純損益に認識したことがあるものが発生した場合には、その費用は、「二重計算」を避けるために、当期に発生した保険金及び履行費用から控除されます。発生保険金及び履行費用から控除されたその金額は、当期の保険契約収益を算定する際にも予想保険金及び履行費用から控除されます（18ページ及び19ページを参照）。

保険投資費用の表示

公開草案の第82項では、保険契約について発生した利息を、保険契約に係る利息と企業が保有している関連する資産に対する投資リターンとの間の関係を強調する方法で開示することを要求しています。この規定は、保有している資産に対する投資リターンと保険契約（出再保険契約）に係る保険投資費用を保険引受業績の下に並べて表示することによって満たされます。

割引率その他の市場変数の変動が保険契約資産及び負債の測定に及ぼす影響は、純損益またはOCIのいずれかに表示することができます。いずれの表示アプローチを採用しても、各期間のSOClに認識される保険投資費用合計は同額になります。

無配当契約について、割引率その他の市場変数の変動の影響をOCIに表示することを選択している場合には、以下の処理を行わなければなりません。

- 保険契約の当初認識日に適用した割引率その他の市場変数を用いて算定した場合の保険投資費用を純損益に認識する。
- 報告日に適用した割引率その他の市場変数を用いて測定した場合と、契約の当初認識日に適用した割引率その他の市場変数を用いて測定した場合の保険契約の帳簿価額の差額の変動をOCIに認識する。

保険投資費用の独立掲記を要求する規定によって、財務報告は改善されることになるでしょう。現行の多くの表示では、この要素はその他の保険契約資産及び負債の変動と区別して表示されていません。

契約の条件変更及び認識の中止による利得（純額）

本冊子の表示例では、この科目で表示している金額は、当期中に失効した契約について、認識の中止となる直前に財政状態計算書に認識していた金額を表しています。

PAAを適用して測定する契約

RAの解放の表示

BBAを適用して測定する契約では、RAの解放は保険契約収益の構成要素となります。PAAを適用して残存カバーに係る負債を測定する契約では、保険契約収益は履行キャッシュフロー及びCSMを参照して測定されないため、発生保険金に係るRAの解放は保険契約収益の構成要素ではありません。

KPMGは、PAAを適用して残存カバーに係る負債を測定する大部分の保険者は、保険金の発生時に費用として純損益に認識する金額はRAを含むことになるため、RAの解放を発生保険金と相殺するものと予想しています。

保険投資費用の表示

割引率その他の市場変数の変動の影響をOCIに表示することを選択している場合には、純損益に認識する保険投資費用は、契約の当初認識日に適用していた割引率ではなく、保険金の発生時に適用している割引率を用いて算定します。

保険契約資産及び負債の変動： ビルディング・ブロックの構成要素別の分析

本開示について

本開示は、保険契約資産及び負債の変動分析を表示する本冊子の2つの開示例のうちの最初のもので、本開示例には、2013年版EDの第81(b)項で要求している新契約の分析も含まれています。

本開示例の代わりに、この分析を別の表で表示することもできます。

本開示は、当期にわたるRA及びCSMの推移に関する情報を提供しているため、財務諸表利用者が特に関心を寄せる開示となるでしょう。

元受保険契約と発行済再保険契約には、それぞれ別の変動分析が必要になります。出再している再保険資産及び負債についても、同様の変動分析が必要になります。本開示例では、これらの変動分析は表示していません。

表2

保険契約資産及び負債の変動：ビルディング・ブロックの構成要素別の分析

20XY年12月31日に終了した会計年度							
単位：百万ユーロ	参照	履行キャッシュ フローの期待 現在価値	リスク調整	参照	契約上の サービス・ マージン	参照	合計
保険契約資産の期首残高		(1,436)	34		124		(1,278)
保険契約負債の期首残高		73,048	1,899		6,905		81,852
正味期首残高		71,612	1,933		7,029		80,574
新契約							
当初認識時に不利ではないと見込まれる契約：							
キャッシュ・インフローの期待現在価値		(18,233)	-		-		(18,233)
新契約費		1,052	-		-		1,052
保険金		15,082	-		-		15,082
その他の履行費用		969	-		-		969
キャッシュ・アウトフローの期待現在価値		17,103	-		-		17,103
リスク調整		-	401		-		401
契約上のサービス・マージン		-	-		729		729
当初認識時に不利ではないと見込まれる契約合計		(1,130)	401		729		-
当初認識時に不利であると見込まれる契約：							
キャッシュ・インフローの期待現在価値		(92)	-		-		(92)
新契約費		8	-		-		8
保険金		84	-		-		84
その他の履行費用		6	-		-		6
キャッシュ・アウトフローの期待現在価値		98	-		-		98
リスク調整		-	1		-		1
当初認識時に認識した損失		6	1		-	G	7
純変動額－新契約		(1,124)	402		729		7

保険契約資産及び負債の変動：ビルディング・ブロックの構成要素別の分析（続き）

20XY年12月31日に終了した会計年度							
単位：百万ユーロ	参照	履行キャッシュ フローの期待 現在価値	リスク調整	参照	契約上の サービス・ マージン	参照	合計
保有している契約							
受取保険料		18,070	-		-	M	18,070
支払保険金		(11,161)	-		-	N	(11,161)
実績調整－発生保険金		(279)	-		-	O	(279)
支払新契約費		(1,015)	-		-	P	(1,015)
支払その他の履行費用		(793)	-		-	C	(793)
実績調整－発生新契約費及びその他の履行費用		(25)	-		-		(25)
発生保険投資費用	Y	4,466	-	Z	444	R	4,910
CSMで調整している期待将来キャッシュフローの変動		(1,522)	(39)		1,388	S	(173)
純損益に認識している期待将来キャッシュフローの変動		52	1		-	E	53
サービスを提供した期間に認識しているCSM		-	-		(719)	T	(719)
純損益に認識しているリスク調整の変動		-	(155)		-	U	(155)
契約の条件変更及び認識の中止		(394)	(11)		-	I	(405)
取得した契約		1,450	21		365	V	1,836
移転した契約		(83)	(1)		(19)	W	(103)
割引率その他の市場変数の変動の影響		(5,477)	-		-	X	(5,477)
純変動額－保有している契約		3,289	(184)		1,459		4,564
正味期末残高		73,777	2,151		9,217		85,145
保険契約資産の期末残高		(1,476)	17		386		(1,073)
保険契約負債の期末残高		75,253	2,134		8,831		86,218
正味期末残高		73,777	2,151		9,217		85,145

表示規定

公開草案の第76項では、以下の項目を区分して期首残高と期末残高とを調整する調整表を開示することを要求しています。

- (a) 将来キャッシュフローの期待現在価値
- (b) リスク調整
- (c) 契約上のサービス・マージン

公開草案の第78項では、該当がある場合には、調整表で以下のそれぞれを別個に識別することを要求しています。

- (a) 発行した保険契約について受け取った保険料（または保有している再保険契約について支払った保険料）
- (b) 発行した保険契約について支払った保険金（または保有している再保険契約により回収した保険金）
- (c) 第60項に従って純損益に認識した金額のそれぞれ（該当がある場合）
- (d) 保険契約の条件変更時または認識の中止時に発生した利得及び損失
- (e) ポートフォリオ移転または企業結合において他の企業から取得した契約または他の企業に移転した契約に関する金額

- (f) 契約資産及び契約負債の変動を理解するために必要となる可能性のある追加的な表示科目

本開示例には、第81(b)項

で要求している情報も含まれています。この規定は、当期に財政状態計算書に当初認識した保険契約が次の項目に与える影響を区分して示した開示を要求しています。

- (i) 将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値（新契約費の金額を区分して示す）
- (ii) 将来キャッシュ・インフローの期待現在価値
- (iii) リスク調整
- (iv) 契約上のサービス・マージン

当該情報は、本開示例の変動分析以外にも、別個の開示で提供することもできます。

KPMGの見解

新しい業績指標

前述のとおり、本変動分析によって、特に情報を分解して表示している場合には、認識しているCSM（新契約については、認識している損失）と当期にわたるCSM及びRAの推移の両方について、有用な情報が提供されることとなります。

2015年10月21日の会議において、IASBは、企業がCSMの残額を純損益に認識することを見込む時期を適切な期間または定性的情報を用いて説明する開示を要求することで暫定的に合意しました。これにより、将来の利益の発生について有用な情報が提供されることとなります。本開示例では、この追加的な要求事項の例は含めていません。

従来の業績指標に代わって、やがてこれらの情報が新しい業績指標となる可能性もあります。

公開草案の第78(c)項の解釈

公開草案の第78(c)項では、該当がある場合、保険契約資産及び負債の変動分析において、第60項に従って純損益に認識した金額のそれぞれを別個に表示することを要求しています。

公開草案には、公開草案の第60項に記載されている各項目について、2つの保険契約資産及び負債の変動分析のうちのいずれか、または両方に含まれるか否かをどう判断するのかについて定めたガイダンスがありません。これらの項目のそれぞれが両変動分析のいずれか、または両方に含まれるか否かに関するKPMGの判断基準は、29ページの付録Bに掲載されています。

その他の項目の説明

実績調整

実績調整を「発生保険金」と「発生新契約費及びその他の履行費用」という個別の項目に分析するよう要求する規定はありません。本開示例では、実績調整を個別に分析することによって、読者の方々が開示例でそれぞれ表示されている金額を比較し、両者がどのように関連しているかを容易に把握できるようにしました。

期待将来キャッシュ・アウトフロー（インフロー）の変動：CSMで調整している金額

履行キャッシュフローの見積りの変更のうち、将来のカバー及びその他の将来のサービスに関連するものがCSMに加算（または減算）されます。ただし、CSMは負の値となってはならないという条件があります。

無配当契約の場合、CSMと相殺される期待キャッシュフローの現在価値の変動を計算する際に、契約の当初認識日に適用した金利を使用します。

本開示例の保険会社は、割引率その他の市場変数の変動の影響をOCIに表示することを選択しているため、契約の当初認識日に適用した割引率を用いて計算した現在価値の変動と、現在の割引率を用いて計算した現在価値の変動との間の差額は、OCIに認識しています。

この差額が、本開示例の「合計」欄及び20ページの表5の3段目に表示されている金額になります。

2015年10月21日の会議において、IASBは、履行キャッシュフローの変動のうち、CSMを調整するものの開示を要求することで暫定的に合意しました。この規定は、本開示例のような独立掲記を行うことによって満たされます。

契約の条件変更及び認識の中止

契約の条件変更による利得及び損失を、契約の認識の中止による利得及び損失と区別して表示するよう要求する規定はありません。

割引率その他の市場変数の変動の影響

割引率その他の市場変数が変動することによって、RAの価値が変動する可能性もあります。このような変動のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連するものはCSMに加算（または減算）されますが、CSMは負の値となってはならないという条件があります。RAの変動のうち、当期及び過年度に提供したカバー及びその他のサービスに関連するものは、純損益に認識します。本開示例では、RAの変動額を全額（割引率その他の市場変数の変動に関連するものを含めて）、「純損益に認識しているリスク調整の変動」という科目で純損益に認識することにしています。

出再保険契約

出再している再保険資産及び負債について本開示例と同等の変動分析を作成する際には、科目を追加して「再保険による期待回収額の変動」を表示することが必要になります。

PAAを適用して測定する 契約

PAAを適用して残存カバーに係る負債を測定する場合には、公開草案の第76項で要求しているような個別の構成要素に分解した測定は行われなため、本変動分析は必要ありません。ただし、不利であることが見込まれる契約及び発生保険金に係る負債については、本変動分析が必要になります。本変動分析の保有している契約セクションには、保険金の発生時に認識した金額に関する科目を追加することになります。その他の複数の科目（支払新契約費やCSMで調整している金額等）は不要になります。新契約の分析についても同様に、「当初認識時に不利であることが見込まれる契約」以外の項目も不要となり、支払うべき保険金について認識した金額は、保険金管理コストについて認識した金額とは別個に表示される可能性もあります。

直接連動の有配当契約

公開草案では、有配当契約を「ミラーリング」アプローチを適用して測定している場合には、本変動分析を表示することを要求していません。2015年10月21日の会議において、IASBは、今後「ミラーリング」アプローチを許容も要求もしないということで暫定的に合意しました。

IASBは、直接連動の有配当契約に対してもこの免除規定を適用できるか否かについては審議しませんでした。



保険契約資産及び負債の変動：残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の分析

本開示について

本開示は、保険契約資産及び負債の変動分析を表示する本冊子の2つの開示例のうちの2つ目のものです。

本変動分析の主な目的の1つは、保険契約収益は残存カバーに係る負債の期首と期末の帳簿価額の差額から、企業が対価を受け取ることを見込むカバーまたはその他のサービスに関連しない変動額を除いた金額であることを示すことにあります。

本変動分析は、IFRS第4号に基づき作成される財務諸表に表示されることの多い損害保険契約の変動に類似する方法で表示されます。生命保険者にとっては、不利な契約に係る負債を区分して表示し、分析するという規定が新しいものになります。

元受保険契約と発行済再保険契約には、それぞれ別の変動分析が必要になります。出再している再保険資産及び負債についても、同様の変動分析が必要になります。本開示例では、これらの変動分析は表示していません。

開示規定

公開草案の第74項では、負債ポジションにある保険契約と資産ポジションにある保険契約の帳簿価額がキャッシュフローや純損益及びその他の包括利益に認識されている収益及び費用にどのように影響されているのかを示す調整表を開示することを要求しています。この調整表では、以下の項目を区分して期首残高から期末残高への調整を行わなければなりません。

- (a) 残存カバーに係る負債 ((b)に含まれる金額を除く)
- (b) 残存カバーに係る負債のうち、ただちに純損益に認識される金額に起因するもの
- (c) 発生保険金に係る負債

公開草案の第75項では、資産ポジションにある保有している再保険契約と負債ポジションにある保有している再保険契約の合計帳簿価額がキャッシュフローや純損益に表示されている収益及び費用にどのような影響を受けるのかを示す調整表を開示することを要求しています。

この調整表では、以下の項目を区分して期首残高から期末残高への調整を行わなければなりません。

- (a) 残存カバーに関する回収額の期待値 ((b)に含まれる金額を除く)
- (b) 残存カバーに関する回収額の期待値のうち、ただちに純損益に認識される見積りの変更に起因するもの
- (c) 基礎となる保険契約から生じる発生保険金に関する回収額の期待値

公開草案の第75項で要求している情報は、本開示例では表示していません。

公開草案の第78項も、本変動分析に適用されます (11ページの開示例「保険契約資産及び負債の変動：ビルディング・ブロックの構成要素別の分析」の「開示規定」及び29ページの付録B「公開草案の第78(c)項をどのように解釈すべきか」を参照)。

表3

保険契約資産及び負債の変動：残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の分析

単位：百万ユーロ	参照	20XY年12月31日現在
ただちに純損益に認識される金額を除く残存カバーに係る負債		
期首残高		74,934
受取保険料	M	18,070
支払新契約費	P	(1,015)
保険投資費用の増加	R1	4,567
保険契約収益	A	(14,210)
新契約費の償却	D	1,324
CSMを調整する金額のロック・インされた割引率を用いた測定額と現在の割引率を用いた測定額との間の差額	S	(173)
契約の条件変更及び認識の中止	I1	(388)
取得した契約	V1	1,800
移転した契約	W1	(96)
割引率その他の市場変数の変動の影響	X1	(5,094)
期末残高		79,719
ただちに純損益に認識される金額を除く残存カバーに係る負債		
期首残高		3,223
当初認識時に純損益に認識した損失	G	7
見積りの変更に伴い純損益に認識した損失	E	53
保険投資費用の増加	R2	196
過去に純損益に認識した損失に係る予想保険金及び費用の調整	F+H	(190)
契約の条件変更及び認識の中止	I2	(17)
取得した契約		-
移転した契約	W2	(4)
割引率その他の市場変数の変動の影響	X2	(219)
期末残高		3,049
発生保険金に係る負債		
期首残高		2,417
発生保険金	B	11,105
保険投資費用の増加	R3	147
発生保険金に係る負債の調整		-
発生保険金に係る負債に含まれるリスク調整の解放		-
支払保険金	N	(11,161)
取得した契約	V2	36
移転した契約	W3	(3)
割引率その他の市場変数の変動の影響	X3	(164)
期末残高		2,377

KPMGの見解

資産ポジションにある 保険契約と 負債ポジションにある 保険契約に関する別個の 調整表

公開草案の第74項では、負債ポジションにある保険契約と資産ポジションにある保険契約の帳簿価額がキャッシュフローや純損益及びその他の包括利益に認識されている収益及び費用にどのように影響されているのかを示す変動分析を要求しています。この規定からは、負債ポジションにある保険契約ポートフォリオと資産ポジションにある保険契約ポートフォリオについて、それぞれ別の変動分析を表示すべきであることが推定されます。公開草案の第76項で要求しているビルディング・ブロックの構成要素別の保険契約資産及び負債の変動分析の開示については、これと同じ規定は定められていません。

本開示例では、正味資産ポジションにある保険契約ポートフォリオと正味負債ポジションにある保険契約ポートフォリオについて別個の変動分析を提供していませんが、単一の開示に必要な情報を純額ベースで表示しています。

開示の目的を満たすのに適切なポートフォリオ・レベルに分解されていない場合には、正味資産ポジションにある保険契約ポートフォリオと正味負債ポジションにある保険契約ポートフォリオについて別個の変動分析を提供しても、財務諸表利用者にとって有用性または目的適合性の高い情報を提供することにはなりません。IASBが重要な区分とみなしているように思われる保険契約ポートフォリオが正味資産ポジションにあるか、または正味負債ポジションにあるかの区分は、そのポートフォリオのキャッシュフローの時期に依存するのであり、そのポートフォリオが有利と見込まれるか不利と見込まれるかに依存するわけではありません。

残存カバーに係る負債

残存カバーに係る負債は、表3において以下の2つの区分に表示しています。

- ただちに純損益に認識される金額を除く残存カバーに係る負債
- ただちに純損益に認識される金額に起因する残存カバーに係る負債

本開示の主な目的の1つは、保険契約収益を、残存カバーに係る負債の期首と期末の帳簿価額の差額から、純損益にただちに認識される金額、及び企業が対価を受け取ることを見込むカバーまたはその他のサービスに関連しない変動額を除いた金額として表示することにあります。

したがって、保険契約収益は、表3において「ただちに純損益に認識される金額を除く残存カバーに係る負債」という独立の科目に表示されています。

期待キャッシュ・アウトフローが予想される保険料収入を上回る場合には、契約は不利であり、両者の差額はただちに純損益に認識されます。不利な契約の変動は、表3において「ただちに純損益に認識される金額に起因する残存カバーに係る負債」に表示されています。

保険者は、どの期待キャッシュフローによって契約が不利となるかを判定するための方法を決定することが必要になります。その結果、期待キャッシュフローが発生した際に、そのキャッシュフローを表3の前半の区分における「保険契約収益」として表示すべきか、または表3の後半の区分における「過去に純損益に認識した損失に係る予想保険金及び費用の調整」として表示すべきかを判断することができるようになります。

キャッシュ・アウトフローは、異なる時点で発生することが見込まれる場合もあります（例えば、契約費用は継続的に発生するものの、保険金は特定の時点のみ発生する場合）。ガイダンスがない場合には、財務諸表作成者は会計方針を選択して期待キャッシュ・アウトフローの配分方法を決定することになると推定されます。

このように期待キャッシュ・アウトフローの配分が必要になることによって、すでに複雑なモデルがさらに複雑になります。

純損益に認識した損失、及び過去に純損益に認識した損失に係る予想保険金及び費用の調整

当初認識時に純損益に認識した損失と見積りの変更時に純損益に認識した損失を別個に表示するよう要求する規定はありませんが、本開示例では、読者の方々が開示例でそれぞれ表示されている金額を比較し、両者がどのように関連しているかを理解しやすくするために、両損失を別個に表示しています。

将来キャッシュフローの見積りの変更によって、過去に純損益に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他の将来のサービスに関連するものの戻入れが生じる場合には、その有利な変更を純損益に認識します。本開示例では、この戻入れを「当初認識時に純損益に認識した損失」及び「当初認識後に純損益に認識した損失」という科目に含めて、これらの金額を「純」額で表示するようにしています。代替的なアプローチとして、本変動分析に（複数の）科目を追加して、これらの金額を「総」額で表示する方法もあります。

発生保険金に係る負債

多くの生命保険者は、現行では発生保険金に係る負債を、残存カバーに係る負債と区別して、保険債務として表示しています。本変動分析では、これらの金額を別個に表示していますが、財政状態計算書上は、両者の残高を合算して、保険契約資産または負債として表示することになります。

同様に、未決済の保険料は、保険債権として別個に表示せずに、残存カバーに係る負債に含めて、保険契約負債として表示することになります。

保険金管理コスト

「発生保険金に係る負債」における発生保険金及び支払保険金には、保険金管理コストが含まれています。

出再保険契約

出再している再保険資産及び負債について本開示例と同等の変動分析を作成する際には、表3の各区分に科目を追加して、「再保険による期待回収額の変動」を表示することが必要になります。

PAAを適用して測定する契約

本変動分析は、すべての契約について必要になります。表3の「発生保険金に係る負債」という区分における「発生保険金に係る負債の調整」及び「発生保険金に係る負債に含まれるリスク調整の解放」という科目は、損害保険契約の場合に使用される可能性の高い科目です。大部分の生命保険契約の場合、保険金請求が通知され、既発生未報告の保険金について認識している負債の重要性が低い場合に、支払債務が認識されることとなります。

“ 経理と保険数理が分離していた日々は終わりを迎えようとしています。経理担当者として、これまでよりも一層密接に協力して作業を行わなければなりません。”

— Jane Parker
Principal Advisor
KPMG in the UK

保険契約収益を算定する際に用いたインプット

本開示について

本開示例では、保険契約収益を構成する個々の構成要素を示しています。

本開示例では、これらの構成要素を、「解放されたマージン」、「予想保険金及び履行費用」及び「過去に純損益に

認識した金額に関する予想保険金及び費用の調整」という3つの区分に分類しています。他の区分による表示も可能です。

再保険費用（出再保険契約に関するもの）を算定する際に用いたインプットも開示しなければなりません。

表4

保険契約収益を算定する際に用いたインプット

単位：百万ユーロ	参照	20XY年12月31日に終了した 会計年度
解放されたマージン		
契約上のサービス・マージン	T	719
直接起因する新契約費	D	1,324
リスク調整	U	155
		<u>2,198</u>
予想保険金及び履行費用		
発生保険金	O+B	11,384
発生履行費用	C+Q	818
		<u>12,202</u>
過去に純損益に認識した金額に関する予想保険金及び費用の調整		
見積りの変更時に認識した損失	F	(114)
当初認識時に認識した損失	H	(76)
		<u>(190)</u>
保険契約収益		
保険契約収益—短期契約		-
保険契約収益合計	A	<u>14,210</u>

開示規定

公開草案の第76項では、以下の項目を区分して期首残高公開草案の第81(a)項では、当期に認識した保険契約収益を算定する際に用いた下記のインプットを開示することを要求しています。

- (i) 当期に係る期待キャッシュ・アウトフロー（投資要素を除く）
- (ii) 当期に配分された新契約費
- (iii) 当期におけるリスク調整の変動
- (iv) 当期に認識した契約上のサービス・マージンの金額

KPMGの見解

過去に純損益に認識した金額に関する予想保険金及び費用の調整

保険契約収益は、約束したサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に受け取ると見込んでいる対価（すなわち、保険料債権）を反映する金額で描写することを目的としています。したがって、期待キャッシュ・アウトフローが期待キャッシュ・インフローを上回る場合には、その差額を保険契約収益に認識することはしません。

過去に純損益に認識した費用に起因する予想保険金または履行費用が発生した場合には、その予想保険金または履行費用を保険契約収益に含まれている予想保険金及び履行費用の最新の見積りから控除する調整が行われます。

予想保険金及び履行費用を別個に表示するよう要求する規定も、過去に純損益に認識した金額に関する調整を当初認識時に認識した損失と見積りの変更時に認識した損失とに区別して分析するよう要求する規定もありません。しかし本開示例では、読者の方々が開示例でそれぞれ表示されている金額を比較し、両者がどのように関連しているかを理解しやすくするために、このアプローチを採用しています。

PAAを適用して測定する契約

本開示は、PAAを適用して測定する保険契約には要求されません。これらの契約の場合、保険契約収益は、ビルディング・ブロックの構成要素を参照することによって算定しないためです。したがって、保険者がBBAを適用して測定する契約もPAAを適用して測定する契約も有している場合には、本開示に表示される保険契約収益合計がSOClに表示される保険契約収益の金額と等しくなることはありません。本開示例では、PAAを適用して測定する短期契約の保険契約収益の科目を追加することによって、表示される保険契約収益の合計額をSOClに表示される保険契約収益の金額と等しくなるようにしています。

有配当契約

有配当契約の場合、投資要素は、当期に発生すると見込まれる保険金及び履行費用から除かれることとなります。

実際の保険金額と予想された保険金額の両方において投資要素を識別することが必要になりますが、一部の契約ではこの識別が比較的容易な場合もあります（例：ユニットリンク契約）。このような契約があるため、投資要素は通常、期待キャッシュ・アウトフローと支払った保険金を計算する際に別個に識別されることとなります。

“新しい基準書への移行に伴う労力は、これまでソルベンシーIIのような計算にほとんど注力したことのなかったアジア地域において、より大きな負担になるでしょう。”

— Erik Bleekrode
Partner, Insurance
Accounting Change
KPMG in Hong Kong

その他の有配当契約の場合、実際の保険金と予想された保険金から投資要素を識別することは容易ではない可能性があります。

保険契約収益を計算する目的上、見込まれる保険料、または受け取った保険料から投資要素を識別する必要はありません。保険契約収益は、予想保険金および履行費用を参照することによって算定するのであり、受け取ると見込まれる保険料を参照するわけではありません。

IASBは、直接連動の有配当契約の保険契約収益の算定方法について、まだ審議を行っていません。CSMに認識する変動手数料は、カバー期間にわたって稼得する予定の利益を表しますが、保険契約収益を表示する際に、各期間に純損益に認識するCSMを、発生保険金及び費用に対してどの程度グロスアップするかについては不明確です。多くの直接連動の有配当契約の場合、変動手数料は純額で算定することになり、グロスアップは恣意的になる可能性があります。

保険投資費用の分析

本開示について

企業は、割引率その他の市場変数の変動の影響を純損益またはOCIのいずれかを選んで表示することができます。この選択はポートフォリオ別に行います。

本開示の主な目的は、どのアプローチを採用していても、すべての企業にSOC1に認識した保険投資費用について同じ情報を開示するよう要求することによって、比較を可能に

することにあります。割引率その他の市場変数の変動の影響をどのアプローチを採用して表示するかに関わらず、いかなる期間においてもSOC1に認識した保険投資費用の金額は同額になります。

保険契約と出再保険契約には、それぞれ別の分析が必要になります。本開示例では、保険契約に関する保険投資費用の分析のみを表示しています。

表5

純損益及びその他の包括利益に含まれる保険投資費用の分析

単位：百万ユーロ	参照	20XY年12月31日に終了した 会計年度
期待将来キャッシュフローに現在の割引率を適用して算定した保険投資費用	Y	4,466
割引率その他の市場変数の変動の影響	X	(5,477)
CSMを調整する金額の保険契約の当初認識時に適用した割引率を用いた測定額と現在の割引率を用いた測定額との間の差額	S	(173)
CSMに計上した保険投資費用	Z	444
純損益及びその他の包括利益に認識した保険投資費用合計		(740)

保険投資費用の純損益に認識した金額と その他の包括利益に認識した金額への分析

純損益に認識した金額

保険契約の当初認識時に適用した割引率で算定した保険投資費用		4,555
その他の包括利益から振り替えられた金額		(15)
	J	4,540

その他の包括利益に認識した金額

純損益に振り替えられた金額控除前のOCIの変動	K	(5,295)
純損益に振り替えられた金額	L	15
		(5,280)

純損益及びその他の包括利益に認識した保険投資費用合計		(740)
-----------------------------------	--	--------------

開示規定

2014年3月18日及び2015年10月21日の会議において、IASBは、企業に以下の情報を開示するよう要求することを暫定的に決定しました。

- (a) すべての保険契約ポートフォリオについて、最低限以下の項目に分解した包括利益合計に含まれる利息費用合計の分析
 - (i) 現在の割引率を用いて算定した経過利息の金額
 - (ii) 当期の割引率の変動が保険契約の測定に及ぼす影響
 - (iii) 当期にCSMを調整する期待キャッシュフローの変動を保険契約の当初認識時に適用した割引率を用いて測定した場合の現在価値と、契約上のサービス・マージンを調整する期待キャッシュフローの変動を現在の割引率で測定した場合の現在価値との差額
- (b) 企業が純損益に表示した原価の情報を計算するのに用いた手法の説明。本冊子では、この開示例を掲載していません。

KPMGの見解

純損益及びOCIに含まれる 保険投資費用の分析

本開示の目的上、当期にわたる現在の割引率が当期末に変動する場合も想定されるかもしれませんが、企業は原則として、同じアプローチを每期継続して適用することが期待されます。

CSMのアンロック

将来のカバー及びその他の将来のサービスに関連するキャッシュフローの現在価値の現在及び過去の見積りの差異はCSMに加算（または減算）されますが、CSMは負の値となってはならないという条件があります。無配当契約の場合、保険契約の当初認識時に適用した割引率を用いてCSMに加算（または減算）される期待将来キャッシュフローの現在価値の変動を計算します。

履行キャッシュフローの予想される現在価値の変動は現在の割引率を用いて算定され、CSMに加算（または減算）される金額は保険契約の当初認識時に適用した割引率を用いて算定されるため、現在の割引率と保険契約の当初認識時に適用した割引率が異なる場合には、両者は相違することになります。

割引率の変動をOCIに認識する契約の場合、両者の差額はOCIに認識する金額の構成要素となります。割引率の変動を純損益に認識する契約の場合、両者の差額は純損益に認識することになります。

CSMに計上した保険投資費用

無配当契約の場合、保険投資費用は、その契約の当初認識時に適用した割引率を用いてCSMに計上します。本開示のようにCSMに計上した保険投資費用を表示するよう要求する具体的な規定はありませんが、本開示で分析した利息費用合計をSOIに認識した保険投資費用合計と合わせるためには、この科目を含めて表示することが必要になります。

必要なデータ

企業は割引率その他の市場変数の変動の影響を純損益に認識することを選択できますが、その場合にも無配当の保険契約の開始時に適用した割引率を保存しておく必要があります。なぜなら、この情報はCSMに計上した保険投資費用を算定するうえでも、将来のカバー及びその他の将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変更があった際にCSMを調整する金額を算定するうえでも必要となるためです。

保険投資費用の純損益に 認識した金額とOCIに 認識した金額への分析

公開草案の第65項では、企業が保険契約の認識の中止を行う場合には、当該契約に関して過去にOCIに認識した利息の残額を、純損益に組替調整額（IAS第1号「財務諸表の表示」参照）として振り替えなければならないと規定しています。

保険投資費用を純損益に認識した金額とOCIに認識した金額とに分析して表示するよう要求する規定はありませんが、本開示例では、読者の方々がSOClの開示例に保険投資費用として表示した金額を容易に理解できるようにするために、この分析を表示しています。

PAAを適用して 測定する契約

PAAを適用して残存カバーに係る負債を測定する契約については、本開示例の最初の2科目のみが表示されます。

直接連動の有配当契約

2015年10月のボード会議について作成された文書によると、IASBスタッフは、保険投資費用を割引率の変動の影響とその他の変動の影響とに分析しても、当期簿価利回りアプローチを適用する可能性のある契約については限定的な情報しか提供されないという意見を表明し、当該契約にはこのような分析の開示を要求すべきではないと提案しました。しかし、この提案について、IASBに投票手続を要請する動議はありませんでした。

“ IFRS第4号フェーズ2の適用は、財務システムの変更のみならず、CFOが業務モデル及びコストと非効率性を削減するためのリストラクチャリングの方法を根本的に見直す機会になるでしょう。”

—David Holliday
Senior Manager
KPMG in the UK

寄稿者

Danny Clark
Partner
Global Insurance
Accounting Change Lead
KPMG in the UK

Mary Trussell
Global Insurance
Innovation Lead and
National Practice
Leader Insurance
KPMG in Canada

Joachim Kölschbach
Global IFRS Insurance Leader
KPMG in Germany

Erik Bleekrode
Partner
Insurance Accounting Change
KPMG in Hong Kong

Scott A.Guse
Partner
KPMG in Australia

Jane Parker
Principal Advisor
KPMG in the UK

David Holliday
Senior Manager
KPMG in the UK

Dana Chaput
Senior Manager
KPMG in Canada

KPMGは、新しい保険契約に関する基準書の複雑性及び影響について皆様が理解を深めるうえで、本冊子の表示及び開示例が役に立つことを期待しています。

この基準書を実務に適用するにあたっての皆様の現在の理解または計画の如何にかかわらず、KPMGは、皆様と協議し、皆様のご見解とご意見を伺い、ともにIFRS第4号フェーズ2の世界の探究を続けられることを心より歓迎します。



付録A

新しい保険契約に関する 基準書の開示規定の要約

認識されている金額の説明

本冊子に含まれる開示規定の例示は、2013年版EDの第73項から第82項に準拠して作成したものです。

これらの開示規定の目的は、財政状態計算書及び純損益及びその他の包括利益計算書に認識した金額に関する追加的な情報を提供することにあります。以下の表では、これらの規定の要約、及び異なる測定アプローチを用いて契約を測定するために適用することになる別の規定に関する情報を提供しています。

開示規定のうち、本冊子で例示しているものについては、青で記載しています。

EDの パラグラフ番号		BBA	PAA	有配当契約	
				直接連動	その他
	認識されている金額の説明				
73	第74項から第76項で要求している調整表を保険契約と再保険契約とを区別して表示 ¹	有	有	有	有
74 & 75	保険契約資産及び負債の変動：残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の分析	有	有	有	有
76 & 77	保険契約資産及び負債の変動：ビルディング・ブロックの構成要素別の分析	有	無	有 ²	有
2015年10月の ボード会議	CSMの残額が純損益に認識されることが見込まれる時期の説明	有	無	有	N/A
78	第74項及び第76項で要求している調整表に該当がある場合に、別個に表示すべき項目	同上	同上	同上	同上
79	2015年10月のボード会議において削除	N/A	N/A	N/A	N/A
80	2015年10月のボード会議において削除 ³	N/A	N/A	N/A	N/A
81(a)	保険契約収益を算定する際に用いたインプット	有	無	有	有
81(b)	新契約の分析	有	無	有	有
82	保険投資費用の分析	有	有	有 ⁴	有
2015年9月の ボード会議	実効利回りアプローチから当期簿価利回りアプローチへの変更（及びその逆の変更）に関する情報	N/A	N/A	有	有

EDの パラグラフ番号		BBA	PAA	有配当契約	
				直接連動	その他
	認識されている金額の説明				
2015年10月の ボード会議	変動手数料アプローチを用いて測定する契約について、その保証の価値の変動を純損益に認識している場合の、当期の純損益に認識した保証の金額	N/A	N/A	有	N/A
2015年10月の ボード会議	移行日に保険契約に関連するものとして指定したFVOCIで測定する金融資産について、単純化した移行アプローチに基づきOCI累計額をゼロと定めた場合のOCI累計額の調整表	N/A	N/A	N/A	有

1 第73項では、第74項から第76項で要求している調整表を、保険契約と再保険契約とを区別して表示するよう要求している。

第74項から第82項の開示規定は、認識されている金額の説明に適用される規定である。財政状態計算書では、保険契約のポートフォリオとの関連で認識されている金額は保有している再保険契約のポートフォリオに関連する金額と区別して表示しなければならず（第54項及び第55項）、SOCIでは、保有している再保険契約から生じる収益または費用は、保険契約から生じる費用または収益と相殺してはならない（第63項）ため、第74項から第82項で要求している開示はすべて、元受保険契約と保有している再保険契約とを区別して作成したものでなければならないことが推定される。

2 公開草案では、「ミラーリング」アプローチを用いて有配当契約を測定した場合には、その有配当契約についてこの変動分析の表示を要求していない。2015年10月21日の会議において、IASBは、「ミラーリング」アプローチは今後許容も要求もしないこととすることで暫定的に合意した。

IASBは、ミラーリング・アプローチを用いて有配当契約を測定した場合に適用されるはずであったこの免除規定を、直接連動の有配当契約に適用するか否かについては審議しなかった。

3 この開示は、ミラーリング・アプローチを用いて測定する契約について要求されるものであった。2015年10月21日の会議において、IASBは、「ミラーリング」アプローチは今後許容も要求もしないこととすることで暫定的に合意した。

4 2015年10月のボード会議について作成された文書によると、IASBスタッフは、この開示は当期簿価利回りアプローチを適用することのできる契約については限られた情報しか提供しないという意見を述べ、このような契約に対してはこの開示を要求してはならないと提案した。ただし、IASBは、この提案についてまだ投票手続を要請していない。

新しい基準書を適用する際の重要な判断

公開草案の第83項から第85項の開示規定は、すべての種類の契約に適用されることとなります。保険者は、財務諸表利用者が新しい保険契約に関する基準書の適用範囲に含まれる契約から生じる将来

キャッシュフローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするために、これらの開示をどの程度細分化する必要があるか（例えば、契約の種類別にするか測定アプローチ別にするか）を判断する際に、第71項の開示の目的を考慮することが必要となります。

第83項から第85項で要求している開示は、この新しい基準書を適用する際に行う重要な判断に関するものです。これらの開示規定の多くは、新しいものになります。

EDの パラグラフ番号	新しい基準書を適用する際の重要な判断
83	<p>本基準 [案] を適用する際に行った判断について、最低限、次の項目を開示</p> <p>(a) 保険契約の測定に用いた手法及び当該手法に対するインプットの見積りに関するプロセス</p> <p>(b) (a)でカバーされていない範囲で、次の項目の見積りに使用した手法及びインプット</p> <p>(i) リスク調整</p> <p>(ii) 割引率</p> <p>(iii) 契約上のサービス・マージンの認識のパターン</p> <p>(iv) 投資要素</p> <p>(c) 保険契約の測定に用いた手法及びインプットの変更の影響。財務諸表に重要な影響を与えるそれぞれの変更を区分して、それぞれの変更の理由の説明とともに示す。</p>
84	<p>企業がリスク調整の算定について信頼水準技法以外の技法を使用している場合には、当該技法の結果を信頼水準に変換したものを開示</p>
85	<p>基礎となる項目からのリターンに依存しないキャッシュフローの割引に用いているイールド・カーブ（またはイールド・カーブの範囲）を開示</p>
2015年10月の ボード会議	<p>企業が保険投資費用を純損益に表示する金額とOCIに表示する金額とに分解することを選択している場合には、企業が純損益に表示した費用に関する情報を計算する際に用いた手法の説明を開示</p>

保険契約から生じるリスクの性質及び程度

公開草案の第87項から第95項で要求している、保険契約から生じるリスクの性質及び程度に関する開示は、IFRS第4号に含まれている規定と実質的に同じです。

	保険契約から生じるリスクの性質及び程度
87	(a) リスクに対するエクスポージャー及びそれがどのように生じるのか (b) 保険契約から生じるリスクの管理の目的、方針及びプロセス、並びに当該リスクの管理のために用いている手法 (c) 前期からの(a)または(b)の変更
88	企業の営業における規制上の枠組みのそれぞれの影響に関する情報（例えば、最低資本要件や要求される金利保証等）
89	リスク軽減（例えば、再保険による）の前後における、総額ベース及び純額ベースでの保険リスクに関する情報。これには、以下に関する情報が含まれる。 (a) 純損益及び資本に対する影響に関しての保険リスクへの感応度 (b) 保険リスクの集中
90	クレーム・ディベロップメントの表（通常1年以内に決済される保険金に関するもの以外）
91	保険契約から生じるリスク（保険リスク以外）のそれぞれについて、次の事項を開示 (a) 報告期間の末日現在での当該リスクに対するエクスポージャーに関する定量的情報の要約。この開示は、経営幹部に内部的に提供されている情報を基礎とし、適用しているリスク管理の技法及び方法論に関する情報を提供するものである。 (b) リスクの集中（他の開示から明らかでない場合）
92	発行した保険契約及び保有している再保険契約から生じる信用リスクに関して、次の事項を開示 (a) 報告期間の末日現在の信用リスクへの最大エクスポージャーを最もよく表す金額 (b) 再保険契約資産の信用度に関する情報
93	流動性リスクに関して、次の事項を開示 (a) 保険負債から生じる流動性リスクをどのように管理しているのかの記述 (b) 要求払の金額（当該金額と関連する契約の帳簿価額との間の関係を強調する方法で開示） (c) 満期分析（最低限、認識された保険契約から生じる正味キャッシュフローを、報告日後最初の5年間は各年度について示し、最初の5年を超える期間は合計で示す）。ただし、PAAを用いて測定した契約の残存カバーに係る負債については、満期分析を開示する必要はない。
94	主保険契約に含まれていて分離されていない組込デリバティブから生じる市場リスクに関して、次の事項を開示 (a) 企業が報告期間の末日現在で晒されている市場リスクのそれぞれについての感応度分析（純損益、その他の包括利益及び資本が、その日現在で合理的に起こり得た関連性のあるリスク変数の変動があった場合、どのように影響を受けていたのかを示す） (b) 感応度分析の作成に使用した手法及び主なインプットの説明 (c) 使用した手法及びインプットの前期からの変更、並びにその変更の理由
95	当期中の企業のリスク・エクスポージャーに関する情報が報告期間の末日現在の企業のリスク・エクスポージャーとは異なる場合には、当期中の企業のリスク・エクスポージャーに関する情報を開示

移行措置

公開草案のC7項からC10項で要求している開示は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で要求している開示に加えて、企業が新しい保険契約に関する基準書を初めて適用する際に要求される開示になります。

	移行措置
C7	新しい保険契約に関する基準書を早期適用した場合には、その旨を開示
C8及び 2015年10月の ボード会議	<p>表示する各期間のうち、移行時に測定した契約が存在する期間について、次の事項を開示</p> <p>(a) 新しい保険契約に関する基準書を遡及適用したポートフォリオの最も古い当初認識日</p> <p>(b) 第83項から第85項で要求している開示を、単純化したアプローチを用いて移行時に測定したポートフォリオについて別個に開示する。最低限、企業は次の事項について当該開示を提供しなければならない。</p> <p>(i) 契約上のサービス・マージン（企業が、当該マージンを算定する際に、客観的でない情報をどの程度使用したのかの記述を含む）</p> <p>(ii) 当初認識日に適用した割引率</p>
C9	第90項で要求しているクレーム・ディベロップメントに関する過去に未公表の情報の一部については、開示を免除する。
C10	新しい保険契約に関する基準書の適用によって影響を受ける財務諸表の表示科目のそれぞれについての修正額を表示するというIAS第8号第28(f)項の規定を免除する。
2015年10月の ボード会議	<p>(a) 企業が金融資産の管理に関する事業モデルの評価を免除する移行措置を適用する場合には、その移行措置を適用する金融資産の指定に関する企業の方針を開示</p> <p>(b) 新しい保険契約に関する基準書の移行措置のうちの1つでも適用した結果、金融資産の分類及び測定の変更があった場合には、以下に関する情報を開示</p> <p>(i) 新しい保険契約に関する基準書の適用前後の当該金融資産の測定区分及び帳簿価額</p> <p>(ii) 過去に公正価値オプションの指定をしたが、もはやその指定を行っていない金額</p> <p>(iii) 分類変更のあった金融資産に対して、新しい保険契約に関する基準書の移行措置をどのように適用したかに関する定性的情報</p>

付録B

公開草案の第78(c)項をどのように解釈すべきか

2013年版EDの第78(c)項では、第60項に従って純損益に認識した金額のそれぞれを、該当がある場合、第74項及び第76項で要求している変動分析表で開示するよう要求しています。

第74項で要求している変動分析の主な目的は、保険契約収益を残存カバーに

係る負債の変動からどのように算出することができるかを示すことにあります。第76項で要求している変動分析の主な目的は、ビルディング・ブロックの測定モデルの個々の構成要素の変動を示すことにあります。

第60項に記載されている項目及びその項目のKPMGの開示例での取扱いについては、以下のとおりです。

	保険契約資産及び負債の変動	
	ビルディング・ブロックの構成要素別の分析	残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の分析
第60項に記載されている純損益に認識した項目		
保険契約の当初認識時の損失	有	有
リスク調整の変動	有	無 ¹
当期におけるサービスの移転を反映した契約上のサービス・マージンの変動	有	無 ¹
将来キャッシュフローの見積りの変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整しないもの ²	有	有
当期中に発生した実際のキャッシュフローと、当該キャッシュフローの従前の見積りとの差額（実績調整）	有	無

(29ページからの続き)

	保険契約資産及び負債の分析	
	ビルディング・ブロックの構成要素別の分析	残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の分析
第60項に記載されている純損益に認識した項目	ビルディング・ブロックの構成要素別の分析	残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の分析
PAAを適用して認識した不利な契約の帳簿価額の変動	無	有
保有している再保険契約の発行者の信用度の変化	有 ³	有 ³
当初認識日に適用した割引率を用いて算定した保険契約負債に係る利息費用	無 ⁴	無 ⁴

- この変動分析の主な目的の1つは、保険契約収益を残存カバーに係る負債の変動からどのように算出することができるかを示すことにあり、ビルディング・ブロックの測定モデルの構成要素の変動を表示することではない。これはもう一方の変動分析の主な目的である。保険契約収益をこの変動分析の構成要素に分析した場合には、この開示の主な目的が不明瞭になる可能性もある。
- 2015年10月21日の会議において、IASBは、履行キャッシュフローの見積りの変更のうちCSMを調整するものについても開示を要求することで暫定的に合意した。これらの変更は、KPMGのビルディング・ブロックの構成要素別に分析した保険契約資産及び負債の変動の開示例で表示している。これらの変更を残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債で分析した保険契約資産及び負債の変動に関するKPMGの開示例で別個に表示していないのは、この開示ではCSMの変動を別個に分析していないためである。
- KPMGの開示例では、保有している再保険契約の発行者の信用度に変化がないものと仮定している。
- 当初認識日に適用した割引率を用いて算定した保険投資費用は、原価ベースの測定を用いて保険投資費用を純損益に表示する目的においてのみ、目的適合性を有する。保険契約資産及び負債を測定する場合にこの保険投資費用が目的適合性を有していないのは、保険契約資産及び負債は現在の割引率を用いて測定するためである。KPMGは、両変動分析において、現在の割引率を用いて算定した保険投資費用、及び割引率その他の市場変数の変動の影響を表示し、これらの変動を20ページの「保険投資費用の分析」という開示で表示している金額と容易に比較できるようにしている。

付録C

用語集

用語	意味
新契約費	保険契約の販売、引受け及び開始に直接起因するコストで、保険契約の個々のポートフォリオに合理的かつ画一的に配分することができるもの
ビルディング・ブロック・アプローチ (BBA)	履行キャッシュフロー及びCSMから構成される、新しい保険契約に関する基準書における一般的な保険契約の測定アプローチ
契約上のサービス・マージン (CSM)	BBAの構成要素で、企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すもの
当期簿価利回りアプローチ	直接連動の有配当契約について、企業が基礎となる項目を保有する場合に適用する、企業が割引率その他の市場変数の変動の影響をOCIに表示することを選択している場合に純損益に認識した保険投資費用を算定するための原価ベースの測定を表す用語
直接連動の有配当契約	以下の要件を満たす有配当性を有する契約 (a) 契約上、保険契約者は基礎となる項目の明確に特定されたプールにおける確定された割合に関与することが明記されている。 (b) 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。 (c) 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。
有配当契約	その契約の保有者に支払うべき名目金額が市場変数の変動の影響を受ける契約
無配当契約	その契約の保有者に支払うべき名目金額が市場変数の変動の影響を受けない契約
実効利回りアプローチ	企業が割引率その他の市場変数の変動の影響をOCIに表示することを選択している場合に純損益に認識される保険投資費用を算定するために適用する、当期簿価利回りアプローチ以外の原価ベースの測定を表す用語
公開草案 (EDまたは2013年版ED)	ED/2010/8の改訂であるED/2013/7「保険契約」
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分 (FVOCI)	IFRS第9号「金融商品」(2014年7月公表)において認められている金融資産の区分の1つ。FVOCI資産について発生した利得及び損失(実効金利法を用いて計算した利息収益、予想信用損失及びその戻入れ、並びに為替差損益を除く)は、その金融資産の認識の中止または分類変更が行われるまでOCIに認識する。
履行キャッシュフロー	企業が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローの現在価値から将来キャッシュ・インフローの現在価値を控除した、金額の明示的で偏りのない確率加重した見積り(すなわち、期待値)であり、リスク調整を含む。

用語	意味
保険契約	本冊子における保険契約とは、IFRS第4号フェーズ2の適用範囲に含まれる契約と定義している。これには、裁量権のある有配当性を有する投資契約も含まれる。
保険投資費用	時の経過の影響による保険契約資産及び負債の測定額の変動、及び割引率その他の市場変数の変動が貨幣の時間価値及び履行キャッシュフローの名目金額に及ぼす影響を反映してSOClに認識する費用
裁量権のある有配当性を有する投資契約	特定の投資者に、発行者の裁量の対象とならない金額に加えて、次のような追加の金額を受け取る契約上の権利を与える金融商品 (a) 契約上の給付全体の中で重要な一部分となる可能性が高い。 (b) 金額または時期が、契約上、発行者の裁量で決定される。 (c) 契約上、次のいずれかを基礎としている。 (i) 所定の保険契約プールまたは所定の種類の保険契約から生じるリターン (ii) 発行者が保有する所定の資産プールの実現または未実現の投資リターン (iii) 契約を発行している会社またはファンドの純損益
国際会計基準審議会 (IASB)	IASBとは、IFRS財団（傘下でIASBの運営が行われている法人）から独立した会計基準設定主体である。
国際財務報告基準 (IFRS)	IFRSとは、国際的に統一された基準の適用を可能にすることを目的として、IASBが策定し整備する一連の会計基準である。
IFRS第4号「保険契約」 (IFRS第4号)	2004年3月にIASBが公表した現行の保険契約に関する財務報告基準
IFRS第4号フェーズ2	IASBがIFRS第4号に代えて公表する予定の新しい保険契約に関する財務報告基準
保険契約収益	保険契約から生じた約束したサービスの移転について、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額
投資要素	保険契約が、たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても保険契約者に返済することを企業に要求している金額
発生保険金に係る負債	企業がすでに発生している保険事故を調査してそれに係る保険金を支払わなければならないという義務（すでに発生しているが保険金請求がまだ報告されていない発生保険金を含む）
残存カバーに係る負債	企業がまだ発生していない保険事故について既存の保険契約から生じる正当な保険金請求に対して支払いを行う義務（すなわち、カバー期間の未経過部分に関連する義務）
ミラーリング・アプローチ	保険契約に関する2013年版EDで提案されたアプローチで、契約上企業に基礎となる項目の保有が義務付けられており、保険契約者への支払いと当該基礎となる項目に係るリターンとの連動性が定められている場合に、基礎となる項目の帳簿価額を参照することによって、基礎となる項目に係るリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュフローを測定するというアプローチ

用語	意味
契約の条件変更及び認識の中止	契約の条件変更は、契約の当事者が契約条件の変更合意した際に発生する。保険契約の認識の中止は、保険契約に定められた義務が免除、解約または期間満了となった際に行われる。契約の認識の中止は、契約の条件変更があればいつでも発生する。
不利な契約	不利な契約とは、企業が契約条件に拘束された後の履行キャッシュフローとカバー期間前のキャッシュフローの合計がゼロを上回る契約である。
その他の包括利益 (OCI)	OCIは、IFRSが要求または許容している事項に従って純損益に認識していない収益及び費用の項目（組替調整額を含む）から構成される。
カバー期間前のキャッシュフロー	保険契約が認識される前に支払った、または受け取ったキャッシュフローのうち、当該保険契約を含むこととなる保険契約ポートフォリオの取得または履行に直接関連するもの
保険料配分アプローチ (PAA)	当初認識時において、残存カバーに係る負債の帳簿価額を次のように測定する単純化した測定アプローチ (i) 当初認識時に受け取った保険料（もしあれば） (ii) 減算：新契約費に関連する支払い (iii) 加算（または減算）：カバー期間前のキャッシュフロー (iv) 加算：不利な契約負債
再保険契約	ある保険者（再保険者）が他の保険者（出再者）に対し、出再者の発行した1つまたはそれ以上の契約から生じた損失について補償を行うために発行する保険契約
出再または保有している再保険契約	他の企業（再保険者）が保険契約の発行者（出再者）に対し、出再者の発行した1つまたはそれ以上の保険契約から生じた保険金について補償を行うために発行する保険契約
リスク調整 (RA)	BBAの構成要素で、企業が保険契約を履行するにつれて生じるキャッシュフローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して企業が要求する対価を表すもの
ソルベンシーII	2016年1月1日より発効する、欧州連合 (EU) の28ヶ国すべての加盟国に適用される立法計画で、EU全域で新たに導入される予定の統一された保険監督制度
純損益及びその他の包括利益計算書 (SOC1)	IFRSが純損益またはOCIのいずれかに表示するよう要求する収益及び費用の項目を表示するIFRS財務諸表の完全な1組を構成する計算書の1つ
変動手数料アプローチ	発行者の契約者に対する義務が以下の純額を支払うことであるとみなされる直接連動の有配当契約に適用する測定アプローチ (a) 保険契約者に「基礎となる項目」の公正価値の100%に等しい金額を支払う義務。基礎となる項目とは、その義務の裏付けとなる参照資産（または資産及び負債プール）である。 (b) 企業が保険契約に基づき提供するサービスの見返りとして差し引く変動手数料

お問い合わせ

Scott A. Guse

Partner
KPMG in Australia
T: +61 7 3233 3127
E: sguse@kpmg.com.au

Thomas Smrekar

Partner
KPMG in Austria
T: +43 1 31332 262
E: tsmrekar@kpmg.at

Richard Lightowler

Partner
KPMG in Bermuda
T: +1 441 295 5063
E: richardlightowler@kpmg.bm

Luciene T. Magalhaes

Partner
KPMG in Brazil
T: +55 11218 33144
E: ltmagalhaes@kpmg.com.br

Mary Trussell

**Global Insurance Innovation Lead and
National Practice Lead Partner**
KPMG in Canada
T: +1 647 777 5428
E: mtrussell@kpmg.ca

Neil Parkinson

Partner
KPMG in Canada
T: +1 416 777 3906
E: nparkinson@kpmg.ca

Walkman Lee

Partner
KPMG China
T: +86 10850 87043
E: walkman.lee@kpmg.com

Vivian Leflaive

Partner
KPMG in France
T: +33 1556 86227
E: vleflaive@kpmg.fr

Martin Hoser

Senior Partner KPMG in Germany
T: +49 89 9282 4684
E: mhoser@kpmg.com

Csilla Leposa

Partner
KPMG in Hungary
T: +361 887 7275
E: csilla.leposa@kpmg.hu

Erik Bleekrode

Partner
Insurance Accounting Change
KPMG in Hong Kong
T: +852 282 67218
E: erik.bleekrode@kpmg.com

Akeel Master

Partner
KPMG in India
T: +91 22 3090 2486
E: amaster@kpmg.com

Hubert Crehan

Partner
KPMG in Ireland
T: +353 1 410 2629
E: hubert.crehan@kpmg.ie

Hagit Keren

Partner
KPMG in Israel
T: +972 3684 8000
E: hagitkeren@kpmg.com

Giuseppe Rossano Latorre

Partner
KPMG in Italy
T: +39 0267 6431
E: glatorre@kpmg.it

Ikuo Hirakuri

Partner
KPMG in Japan
T: +813 3548 5107
E: ikuo.hirakuri@jp.kpmg.com

Won Duk Cho

Partner
KPMG in Korea
T: +82 2 2112 0215
E: wcho@kr.kpmg.com

Bhavesh Gandhi

Director
KPMG in Kuwait
T: +965 2228 7000
E: bgandhi@kpmg.com

Geoffroy Gailly

Director
KPMG in Luxembourg
T: +35 222 5151 7250
E: geoffroy.gailly@kpmg.lu

Ana Maria Ramírez

Partner
KPMG in Mexico
T: +52 55 5246 8624
E: anamariaramirez@kpmg.com.mx

Frank van den Wildenberg

Partner
KPMG in the Netherlands
T: +31 0 20 656 4039
E: vandenwildenberg.frank@kpmg.nl

Gerdus Dixon

Partner
KPMG in South Africa
T: +27 21408 7000
E: gerdus.dixon@kpmg.co.za

Antonio Lechuga Campillo

Partner
KPMG in Spain
T: +34 9325 32947
E: alechuga@kpmg.es

Marc Gössi

Partner
KPMG in Switzerland
T: +41 44 249 31 42
E: mgoessi@kpmg.com

Danny Clark

**Global Insurance Accounting
Change Lead Partner**
KPMG in the UK
T: +44 20 7311 5684
E: danny.clark@kpmg.co.uk

Gary Reader

Global Head of Insurance
KPMG in the UK
T: +44 20 7694 4040
E: gary.reader@kpmg.co.uk

David Holliday

Senior Manager
KPMG in the UK
T: +44 20 7311 5663
E: david.holliday@kpmg.co.uk

Mark S. McMorrow

Partner
KPMG in the US
T: +1 818 227 6908
E: msmcmorrow@kpmg.com

有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザリー室

アカウントティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX : 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX : 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX : 052-589-0510

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

www.azsa.or.jp/ifrs

kpmg.com
kpmg.com/socialmedia



kpmg.com/app



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 16-1514

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.